

令和3(2021)年分ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方へ

◆「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは・・・

確定申告が不要な給与所得者等が、都道府県や市区町村に寄附をする場合、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することで、確定申告をせずにふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。

1. ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象になる方

下の①・②のどちらにも該当する方は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象になります。

① 所得税の確定申告や、市・県民税の申告等を行わない（または提出の必要がない）方
《地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者》

② 寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出した都道府県・市区町村の数が5つ以下の方
《地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者》

ワンストップ特例制度を利用する場合は、申請書へ必要事項をご記入のうえ、必要書類と一緒に今帰仁村役場企画財政課へ提出してください。

【提出先】 〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根 219 番地
今帰仁村役場 企画財政課 宛

※提出期限は、**令和4年(2022)年1月11日(必着)**です。期限を過ぎた場合、ワンストップ特例制度をご利用できなくなりますのでご注意ください。
※複数回寄附を行った場合、その都度申請書を提出する必要があります。

2. ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象にならない方

上の①・②のどちらか一つでも該当しない方は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象になりません。そのため、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用を受けるためには、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の金額等についての確定申告等を行う必要があります。確定申告の際には、寄附証明書を添付してください。

給与所得者等でも医療費控除等で確定申告をする方は特例制度の対象になりません。

3. ふるさと納税ワンストップ特例申請の後、確定申告を行う場合

申告を行わない予定であったが、医療費控除等で確定申告をすることになった場合は、ワンストップ特例制度の対象外となり、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告書にふるさと納税に係る寄附金についての記載がないと、寄附金税額控除の適用を受けることができません。

確定申告書に必ず寄附金についての記載、寄附証明書の添付をしてください。

【お問い合わせ】

今帰仁村役場企画財政課 TEL：0980-56-2114 MAIL：furusato@nakijin.jp